

役員等報酬規程

公益財団法人国際平和機構

(目的)

第1条 この規程は、定款27条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 常勤の役員等の報酬は、本財団の予算の範囲内において支給することができる。

(報酬の種類)

第3条 常勤の役員等の報酬は、俸給、特別手当及び通勤手当とする。

(俸給及び通勤手当の締切期間)

第4条 俸給及び通勤手当の締切期間は、当月の1日から月末までの1か月とする。

(俸給及び通勤手当の支払日)

第5条 俸給及び通勤手当の支払日は、毎月25日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、休日でない直近の日に繰り上げる。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬は、法令の規定により、控除すべき金額を控除し、その残金を通貨又は当該常勤の役員等の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

(日割計算)

第7条 俸給及び通勤手当を日割計算するときは、当該月の暦日数をもって俸給又は通勤手当の額を除して得た金額により計算する。ただし、最終的な計算結果に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り上げる。

(俸給の額)

第8条 常勤の役員等の月額俸給は、次の役員等ごとの限度内とし、財団の資産および収支の状況を勘案して理事長が別に定める。

報酬限度額

(1) 理事長	1, 000, 000円
(2) 常務理事	1, 000, 000円
(3) 理事	1, 000, 000円

(4) 監事 1,000,000円

(5) 評議員 50,000円

2 評議員会は、前項の規定にかかわらず、本財団の収支状況、各役員等の経験年数、年齢等を考慮して、俸給の額を変更することができる。

(特別手当)

第9条 常勤の役員等に対して、予算の範囲内において、勤務成績等を考慮して特別手当を評議員会の決議を得て支給することができる。

2 特別手当の支給日、計算期間、支給額等は、別に定める。

(通勤手当)

第10条 常勤の役員等が列車、電車又はバスのうち1又は2以上の交通機関によって通勤する場合には、予算の範囲内においてその通勤に要する費用を支給することができる。

2 前項の費用は、原則として最も経済的な経路により計算するものとする。

(非常勤の役員等に対する理事会、評議会への出席に係る交通費を支給することについて)

第11条 非常勤の役員等が理事会、評議会への出席のため列車、電車又はバスのうち1又は2以上の交通機関を利用した場合には、予算の範囲内においてその交通費の実費を支給することができる。

2 前項の費用は、原則として最も経済的な経路により計算するものとする。

(死亡時の扱い)

第12条 常勤の役員等が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な細目は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。